

< 関連資料 >



障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担の手引きの修正について

平成22年1月22日付け事務連絡によりお示した標記手引きの改訂案について都道府県等から寄せられた御意見等を踏まえ修正を加えた。主な修正点は以下のとおりである。

1 手引き7ページ

市町村民税所得割額の算定に当たり、税額控除前の所得割額で判定する控除に係る記載について、今回の負担軽減措置に係る政省令の改正等に伴い、その内容を整理するもの。

修正前	修正後
<p>※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、<u>「住宅借入金等特別税額控除」による税額控除前の所得割額で判定を行うこととする。</u></p>	<p>※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、<u>「住宅借入金等特別税額控除」(地方税法附則第5条の4)及び「(ふるさと納税制度による)寄附金税額控除」(地方税法第314条の7)による税額控除前の所得割額で判定を行うこととする。</u></p> <p>※ <u>平成22年7月以降は、地方税法附則第5条の4の2に規定する住宅借入金等特別税額控除についても、税額控除前の所得割額で判定を行うこととなる。</u></p>

2 手引き10ページ

- 一般1の所得階層に属する者について、手引き7ページの記載を踏まえ、その表現を整理するもの。
- 同一の保護者に係る複数の障害児がサービスを受けている場合の負担上限月額について、今回の負担軽減措置に係る政省令の改正に伴い、その内容を整理するもの。

修正前			修正後		
所得区分		負担上限月額	所得区分		負担上限月額
生活保護		0円	生活保護		0円
低所得	低所得1	0円	低所得	低所得1	0円
	低所得2			低所得2	
一般1	<u>障害児（加齢児及び施設入所者を除く。）</u>	4,600円	一般1	<u>居宅で生活する障害児（加齢児を除く。）</u>	4,600円
	<u>障害者（加齢児を含む。ただし、20歳以上の施設等入所者を除く。）及び20歳未満の施設等入所者</u>	9,300円		<u>居宅で生活する障害者（加齢児を含む。）及び20歳未満の施設入所者</u>	9,300円
一般2		37,200円	一般2		37,200円

○ 同一の保護者（一般1の所得区分の属する者に限る。）に係る複数の障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。（ただし、同一の保護者に係る複数の障害児が、「障害児施設に通所する加齢児でない障害児」、「障害児施設に通所する加齢児である障害児」及び「障害児施設に入所する加齢児でない障害児」のすべてに該当する場合の負担上限月額は、18,600円となる。）

なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス費における「障害児の特例」が適用される。

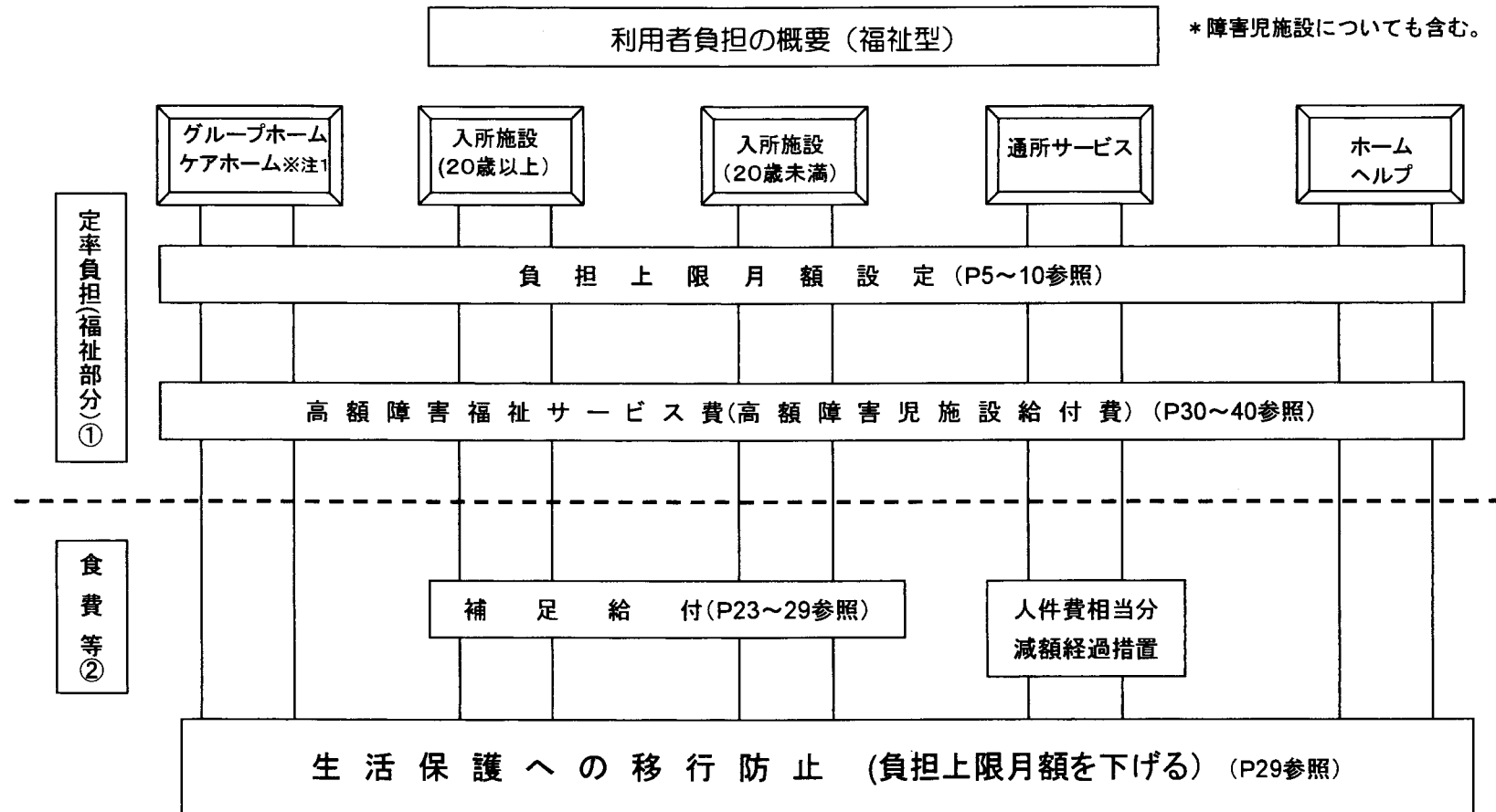
○ 同一の保護者（一般1の所得区分の属する者に限る。）に係る複数の障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。

なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス費における「障害児の特例」が適用される。

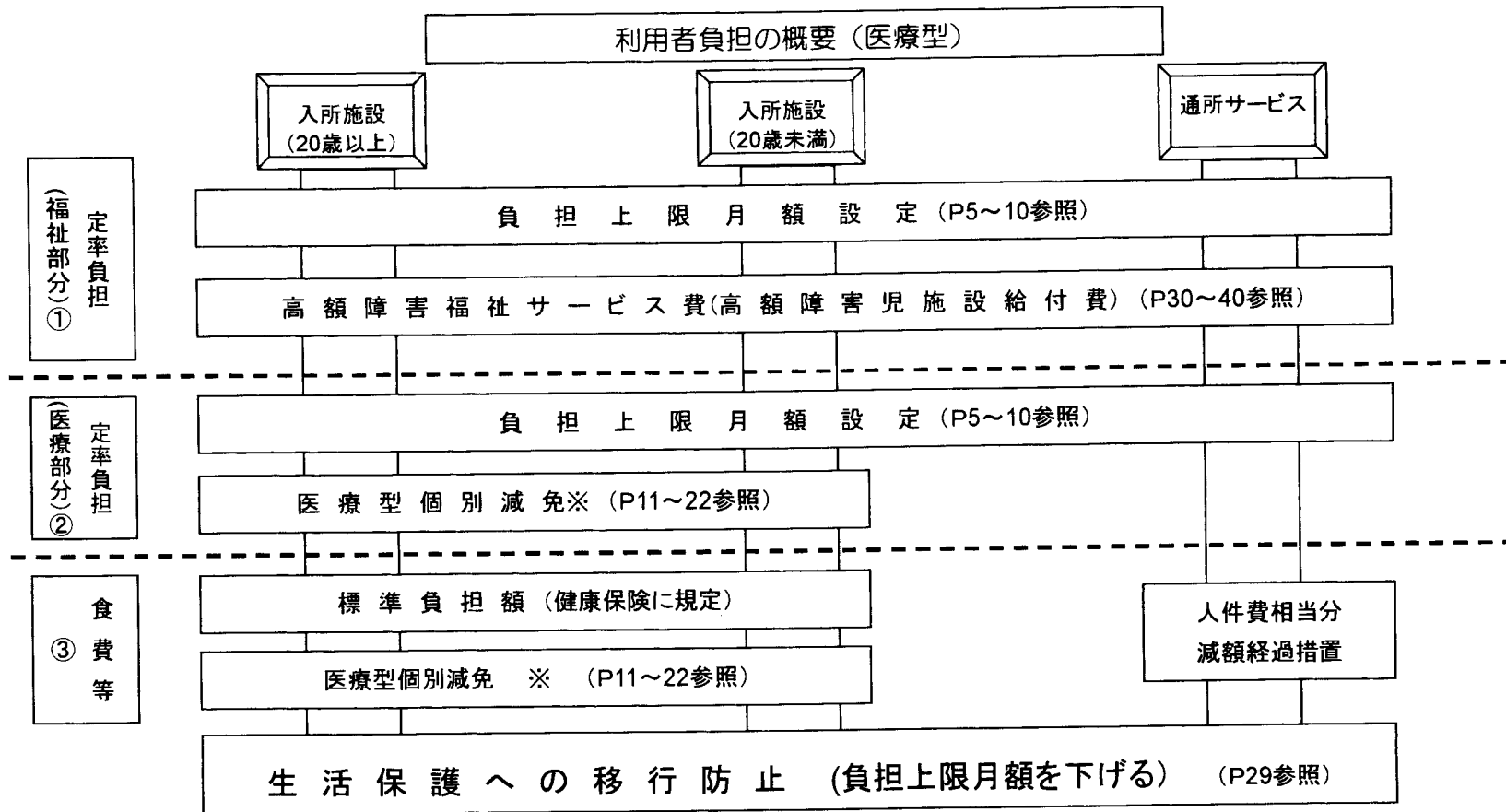
障害福祉サービス・
障害児施設支援の
利用者負担認定の手引き

【平成22年4月版】

Ver. 5



※注1 旧法知的障害者通所寮、宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を含む。



(福祉部分) ①
定率負担

(医療部分) ②
定率負担

③
食費等

※

20歳以上医療型個別減免の対象者の場合
(低所得1・2) ③→①→②の順で軽減後の負担上限月額を算定。
合計額は 認定収入額 - その他生活費

20歳未満医療型個別減免の対象者の場合
(全所得階層)
①→②→③の順で軽減後の負担上限月額を算定。
合計額は 地域で子どもを育てるために通常必要な費用
- その他生活費

* 療養介護については医療型(入所)と同じ仕組み。

(MEMO)

目 次

序. 利用者負担の概要について (図表)	1
第 1. 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について	5
1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について . . .	5
2 医療型個別減免について	11
3 補足給付の認定について	23
第 2. 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について	29
第 3. 高額障害福祉サービス費等について	30
1. 高額障害福祉サービス費等の算定の原則	32
2. 高額障害福祉サービス費等の算定の特例	33
3. 高額障害福祉サービス費等の償還の流れについて . . .	40

第1 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について

1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について

○ 所得区分の設定の際に低所得1の区分に該当するか否かの判定に当たっては、市町村及び都道府県（以下「市町村等」という。）の事務負担を考慮し、税情報を基本とする。

さらに、税情報に加えて、税情報では収入額を把握できないが、障害者に対する一般的な制度として給付される収入として、障害年金や、手当等による収入額を加えて判定することとする。

(1) 【具体的な区分の算定方法】

○ 利用者負担の月額上限月額については、利用者本人（支給決定保護者）の属する世帯（※）の収入等に応じて、以下の5区分に設定する。（障害者自立支援法施行令（以下「令」という。）第17条第1項及び児童福祉法施行令（以下「児令」という。）第27条の2第1項に規定。なお、療養介護医療については、令第42条の4第1項、障害児施設医療については児令第27条の1第1項に規定。）

（※）平成20年7月に実施した世帯の範囲の見直しにより、障害者（加齢児の場合を含み、施設に入所する20歳未満の者を除く。以下「世帯見直し対象者」という。）である場合に係る「世帯」の範囲については、当該障害者及び配偶者としている。生活保護に係るものを除き、以下、このマニュアルにおける「世帯員」「世帯全員」等の用語を含む「世帯」について同じ。

① 生活保護・・・生活保護受給世帯（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯についても同様の取扱い。）

生活保護世帯の考え方については平成20年7月に行った世帯の範囲の見直しは適用せず、従前のおりである。

このため、例えば障害者本人のみの所得を勘案すれば低所得1に該当する場合であっても、生活保護受給世帯である場合は当該区分に該当する。

② 低所得1・・・市町村民税世帯非課税者（注）であって障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下である者

具体的には以下のとおり。

ア) 市町村民税世帯非課税者であること (注)

イ) アに該当するもののうち、以下の合計額が年間80万円以下である者

① 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額

(合計所得金額がマイナスとなる者については、0とみなして計算する)

② 所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額

③ その他厚生労働省令で定める給付

- ・ 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。)第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- ・ 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- ・ 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに改正前の船員保険法に基づく障害年金
- ・ 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- ・ 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- ・ 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
- ・ 国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償
- ・ 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

- ③ 低所得 2・・・市町村民税世帯非課税者のうち、②に該当しないもの
- ④ 一般 1・・・市町村民税課税世帯に属する者のうち、ア又はイに該当し、かつ、市町村民税所得割額が16万円（障害児（加齢児を除く。）及び20歳未満の施設入所者にあつては28万円）未満のもの

ア 居宅で生活をする者

居宅で生活をする者（グループホーム及びケアホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を除く。以下同じ。）

イ 20歳未満の施設入所者

20歳未満の者であつて、指定療養介護事業所、指定障害者支援施設、障害者自立支援法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設（通所による支援を行うものを除く。）又は指定知的障害児施設等に入所又は入院している者（以下「20歳未満の施設入所者」という。）

なお、市町村民税所得割額については、申請者の属する世帯に属する者の市町村民税所得割額（※）の合計額とする。また、当該額は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する標準税率で計算された税額とし、自治体が標準税率によらない税率で課税している場合は、標準税率で計算した税額により判断すること。

※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」（地方税法附則第5条の4）及び「（ふるさと納税制度による）寄附金税額控除」（地方税法第314条の7）による税額控除前の所得割額で判定を行うこととする。

※ 平成22年7月以降は、地方税法附則第5条の4の2に規定する住宅借入金等特別税額控除についても、税額控除前の所得割額で判定を行うこととなる。

- ⑤ 一般 2・・・市町村民税課税世帯に属する者のうち、④に該当しないもの

（注）市町村民税世帯非課税者・・・その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が障害福祉サービスを受ける日の属する年度（障害福祉サービスを受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者又は当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯に属する者

- 障害福祉サービス（療養介護を除く。）及び障害児施設支援（医療型の障害児施設支援を除く。）を利用する場合については、市町村民税非課税世帯の属する者であれば、本人の収入にかかわらず、負担上限月額が0円となるため、

「低所得1」及び「低所得2」（以下「低所得」と総称する。）を区分する必要はない。

したがって、この場合については、市町村民税の課税状況が分かる資料をもって所得区分を「低所得」と設定して差し支えない。

- 療養介護及び医療型障害児施設を利用する場合については、療養介護医療費及び障害児施設医療費に係る利用者負担が発生することを踏まえ、市町村民税非課税世帯に属する者について、本人の年収を把握し、「低所得1」又は「低所得2」の区分を設定すること。

(2) 【手続き等】

- 障害者の申請により、どの区分に該当するか市町村等が認定する。（申請がなければ、基本的に⑤の世帯に該当するものとみなす。）

現在すでに障害福祉サービスを利用している障害者については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。

※ 負担上限月額申請と支給決定申請は別の申請であるが、市町村等の事務の便宜上、支給決定申請様式と負担上限月額申請様式で共通化できる部分を共通化して利用することは可能。

- 申請する際に、添付する必要のある書類は下記のとおり。

なお、障害者自立支援法又は児童福祉法に基づき、市町村等が必要な情報について調査を行うことは可能であるが、円滑に事務を行うため、申請の際に、必要な税情報、手当の受給状況等について調査同意を取る取扱い等を行うことは差し支えない。

本人の添付書類により状況が確認できる場合は、添付書類で確認する。添付書類だけで確認できない場合は、必要に応じ、税部局や社会保険事務所等に確認する。

① 利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料

- ・市町村の証明書（利用者の属する世帯全員の市町村民税の課税・非課税の状況）
- ・生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等

② 利用者の属する世帯の障害年金等、特別児童扶養手当等の受給状況が分かる資料

- ・年金証書の写し、振込通知書の写し
- ・特別児童扶養手当等の証書の写し

※この場合、通帳の写しの添付を強制するものではないことを申し添える。

- 上記①の資料のみで、所得区分が設定できる場合は、上記②の資料の提出を求める必要はない。ただし、補足給付を受ける場合については、本人の収入を

把握する必要があることに注意すること。

- 世帯の範囲については支給決定を受けた者（障害者又は障害児の保護者）が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。
 - 同一の世帯に属する者を確認するため、住民票の提出を求める等により世帯の範囲の確認を行う必要がある。
 - ただし、施設に入所する20歳未満の障害者又は障害児（以下「20歳未満入所障害者等」という。）については、市町村民税非課税かどうかの認定は保護者等の当該20歳未満入所障害者等を監護する者の属する世帯として認定を行う。
 - 負担上限月額については、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の者については年1回支給決定月に、直近に把握した所得状況に基づき負担上限月額を認定する。
 - ただし、市町村等の判断により必要に応じて利用者負担の見直しを行うことは差し支えない。
 - 世帯員の構成等世帯の状況が変化した場合は、世帯の状況が把握できる書類を添付の上、速やかに変更の届出をしてもらう。負担上限月額の変更の必要があれば、翌月の初日から変更する。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月の初日から変更すること。
 - 失業等により前年から大幅に収入が変動している場合等については、障害者自立支援法第31条及び児童福祉法第24条の5の規定により、90%から100%の間で市町村等が定めた割合の給付率で介護給付費等を支給することができる。
 - なお、障害者自立支援法第31条及び同規則第32条において、世帯の生計を主として維持する者に係る財産の著しい損害等の特別の事情が規定されているが、ここでいう「世帯」についても、原則として障害者本人及び配偶者で判断することとする。
- (3) 【未申告者の取扱いについて】
- 非課税であることから、申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない方については、原則として、申告し、非課税の証明書を取り、提出するよう促すこととする。
 - ただし、当分の間は、利用者の所得状況の把握に関する市町村等の事務量が増えることから、市町村民税世帯非課税者であると市町村等が判断可能な場合等については、未申告であることをもって市町村民税世帯非課税者であるとみなす取扱いをすることができることとする。

- なお、上記の者については、合計所得金額が確定できず、収入が80万円以下であることの確認がとれないため、低所得2として取り扱うことが原則と考えられるが、市町村等の判断により、その者を低所得1とみなす取扱いをする場合は、障害基礎年金1級を受給する者とのバランスを失することがないように、その者の収入状況等を十分に確認した上で取り扱うよう留意されたい。

(4) 【負担上限月額について】

I 介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児施設給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分		負担上限月額
生活保護		0円
低所得	低所得1	0円
	低所得2	
一般1	居宅で生活する障害児（加齢児を除く。）	4,600円
	居宅で生活する障害者（加齢児を含む。）及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2		37,200円

- 同一の保護者（一般1の所得区分の属する者に限る。）に係る複数の障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。

なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス費における「障害児の特例」が適用される。

II 療養介護医療費及び障害児施設医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般（一般1・2）	40,200円

2 医療型個別減免について

医療型障害児施設及び療養介護（以下「医療型障害児施設等」という。）の利用者負担の認定の際には以下の取扱いにより負担上限月額を認定する。

※ 通所型の医療型障害児施設については、医療型個別減免の対象とはならない。

< 20歳以上の入所者の場合 >

(1) 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額を市町村等が認定する。（申請がなければ、医療型個別減免は行わない。）

* 療養介護事業については、実施主体が市町村である。

(2) 【対象者】

○ 市町村民税世帯非課税である者（低所得1・2）は、医療型個別減免の対象とする。

具体的な基準は以下のとおり。

※ 住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合（配偶者が同一の住民票にある場合を除く。）であっても、医療型個別減免の対象として差し支えない。なお、配偶者が同一の住民票にある場合であっても、市町村等において、単身世帯と同様の生活状況にあると個別に判断した場合においては、住民票が施設等になくても、医療型個別減免の対象として差し支えない。

なお、住民票の取扱いについては、住民基本台帳法の趣旨に沿って、適切に取り扱われるものであるので、あらかじめ申し添える。

※ なお、以下の資産については、実際に資産を利用できる状態となった場合には、収入認定する。

ア) 将来、現金化された際に収入認定することが可能である保険商品や個人年金等の一定期間は利用できない状態にある資産

・ 生命保険料控除、個人年金保険料控除の対象となっている個人年金等

イ) 親等が障害者を受益者として設定する信託財産（具体的には以下のもの）

・ 相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和25年政令第71号）第4条の10に規定する財産（いわゆる「特定贈与信託」）

・ その他これらに準ずるものとして市町村等が認めたもの

※ 特定贈与信託に準ずるもの

個人（親等）を委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者、障害者を受益者とする他益信託のうち以下の要件を満たすものとする。

- ① 個人（親等）以外の一人の障害者を信託の利益（元本受託権及び収益権）の全部の受益者とする契約であること。
 - ② 当該信託契約に基づく障害者に係る信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む。）の支払は、当該障害者の生活又は療養の需要に応じるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に、行われることとされていること。
 - ③ 当該信託契約に基づき信託された財産*の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされているものであること。
- *特定贈与信託契約において信託できるものとされた財産と同様の財産とする。
- ④ 当該信託契約に、当該契約に基づく信託に係る信託受益権については、その譲渡に係る契約を締結し、又はこれを担保に供することができない旨の定めがあること。（ただし、遺贈はできる。）

(3) 【添付種類等】

- 障害者が申請する際に添付する必要がある書類は以下のとおり。市町村等において必要がないと判断できるものは適宜省略して差し支えない。

<収入の状況が分かる書類>

- ① 本人の収入額が分かるもの
 - ・ 年金証書、振込通知書、手当の証書等
 - ・ 工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）
 - ・ 源泉徴収票
 - ・ 市町村の課税・非課税証明書
 - ・ 市町村が支給する手当等の額が分かる書類
 - ・ その他申告の内容により必要と認められる書類
 - ② 必要経費の額が分かるもの
 - ・ 市町村の課税・非課税証明書
 - ・ 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等
 - ③ その他
 - ・ 市町村等が必要と認める資料
- 原則として、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていればよいこととする。
- ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村等が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。
- （具体的な調査方法の例）
- ・ 税部局に対する情報の確認
 - ・ 申請者の居住する場所から最寄りの主要な金融機関への問い合わせ

(4) 【減免後の額を計算する際の収入の種類】

- 医療型障害児施設等に係る収入額の認定については、収入を2種類に分類することとする。

具体的には、障害児施設支援等を受ける日の属する前年（障害児施設支援等を受ける日が1月～6月である場合にあっては、前々年）の収入の合計額を12で除した額（端数については切捨て）をもとに算出する。（年間の収入、前年の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として市町村等が認める額とする。）

その際、障害児施設支援等のあった月の属する前年（障害児施設支援等のあった月が1月～6月である場合にあっては、前々年）にかかる必要経費を12で除した額（端数については切捨て）を控除した上で算定すること。

ア) 負担を取らない収入

- 特定目的収入・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

- ・ 地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ・ 生活保護法において収入として認定されないこととされている収入

イ) 負担を取る収入 アを除く収入

ウ) 必要経費とするもの

- ・ 租税の課税額
- ・ 社会保険料（65歳以上の施設入所者については、介護保険料を除く。）

(5) 【医療型個別減免の適用に当たっての算定手順】

I 負担限度額の算定方法

イからウを差し引いた額を12で除した数（端数については、切捨て。以下「認定収入額」という。）

負担限度額（月額）＝認定収入額－その他生活費※

※ その他生活費の額

- a b及びc以外の者 2. 5万円
- b 障害基礎年金1級受給者、60～64歳の者、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者 2. 8万円
- c 65歳以上（重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者を除く。） 3. 0万円

II 各部分ごとの負担上限月額の内訳

①食費、②福祉部分の定率負担、③医療部分の定率負担の合計額が I で算出した負担限度額となるよう①→②→③の各部分ごとの順番で負担上限月額を設定していく。(端数については切捨て)

注 平成22年4月以降は、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)に係る福祉部分の負担上限月額は0円になるが、医療型個別減免における食費負担限度額及び医療部分の負担上限月額の決定に当たっては、従前(平成22年3月以前)どおり、いったん福祉部分の利用者負担が発生するものとして計算することとなる。(最後に、当該計算の過程で算出された福祉部分の負担上限月額を0円に置き換える。)

① 食費負担限度額

食費負担限度額(月額) = 食事療養に係る標準負担額 × 31日

② 福祉部分の負担上限月額

ア 福祉部分の1割負担額と(1)で決定した所得区分に応じた福祉部分の従前(平成22年3月以前)の負担上限月額を比較し、小さい額を選定する。

(低所得2であれば、月額単位 * × 10円 × 30.4日 × 0.1と24,600円を比較する。)

* 利用する施設に応じ、平均単位数をあらかじめ設定する。

☆ケース1 ①で算出した食費負担限度額 + ②アで選定した福祉部分の負担上限月額 + その他生活費 > 認定収入額となる場合

②イ 福祉部分の負担上限月額 =

認定収入額 - (その他生活費 + ①)

③ 医療部分の負担上限月額 =

0円

☆ケース2 ①で決定した食費負担限度額 + ②アで選定した福祉部分の負担上限月額 + その他生活費 < 認定収入額となる場合

②' イ 福祉部分の負担上限月額

= ②アで選定した額

③' 医療部分の負担上限月額

※ 医療部分の1割負担額と所得区分に応じた医療部分の負担上限月額を

比較し、小さい額を選定する。……A

※ 医療部分の1割負担額については、利用施設等の平均医療費等で設定

医療部分の負担上限月額

$$= \text{認定収入額} - (\text{その他費用} + \text{①} + \text{②}') \text{ イ} \dots B$$

もし、 $B > A$ であるならば、Aの額が医療部分の負担上限月額となる。
また、 $A > B$ であるならば、Bの額が医療部分の負担上限月額となる。

Ⅲ 各部分ごとの負担上限月額の決定

Ⅱにより算出された福祉部分の負担上限月額を0円に置き換える。
その結果、平成22年4月以降の各部分ごとの負担上限月額は、

☆ Ⅱのケース1の場合

- ① 食費負担限度額（月額）＝食事療養に係る標準負担額×31日
- ② 福祉部分の負担上限月額＝0円
- ③ 医療部分の負担上限月額＝0円

☆ Ⅱのケース2の場合

- ① 食費負担限度額（月額）＝食事療養に係る標準負担額×31日
- ② 福祉部分の負担上限月額＝0円
- ③ 医療部分の負担上限月額＝Ⅱの③'により算出した額

○ 受給者証には、決定した食費負担限度額、福祉部分の負担上限月額、医療部分の負担上限月額を記載する。

○ なお、医療型個別減免によって当初の負担上限月額から引き下げられた額については、

- ・ 医療部分：障害児施設医療費※

により給付されることになる。

※ 療養介護については、「障害児施設医療費」は「療養介護医療費」に置き直すものとする。以下同じ。）

計算例 1 低所得 2 で負担限度額が 55,000 円 医療費の 1 割負担
 額 50,000 円で重症心身障害児施設利用の場合 862 単位
 (認定収入額 83,000 円)

① 食費について

低所得 2 で食事療養費標準負担額 480 円 (1 日当たり) × 31 日 = 14,880 円
 (※対象者の健康保険上の標準負担額を確認すること。)

② 福祉部分の負担上限月額について

862 単位 × 10 円 × 30.4 日 × 0.1 = 26,204 円
 上記により計算した金額と福祉部分の従前の負担上限月額 24,600 円を比較し、低い金額を選定。この場合は、24,600 円となる。

14,880 円 + 24,600 円 + 28,000 円 < 83,000 円 → ケース 2

よって、福祉部分の負担上限月額 (計算過程における負担上限月額) は、24,600 円

③ 医療部分の負担上限月額について

医療費の 1 割 50,000 円と医療部分の負担上限月額 24,600 円を比較し、低い金額である 24,600 円を選定…… A

83,000 円 - (28,000 円 + 14,880 円 + 24,600 円) = 15,520 円…… B

A > B のため、15,520 円

【各部分ごとの負担上限月額の決定】

福祉部分の負担上限月額	0 円
(←②で算出した 24,600 円を 0 円に置き換える。)	
医療部分の負担上限月額	15,520 円
食費負担限度額	14,880 円
計	30,400 円 となる。

計算例2 低所得1で負担限度額が41,000円 医療費の1割負担額50,000円 重症心身障害児施設利用の場合862単位 (認定収入額66,000円)

① 食費について

低所得1で食事療養費標準負担額480円(1日当たり)×31日=14,880円
(※対象者の健康保険上の標準負担額を確認すること。)

② 福祉部分の負担上限月額について

862単位×10円×30.4日×0.1=26,204円

上記により計算した金額と福祉部分の従前の負担上限月額15,000円を比較し、低い金額を選定。この場合は、15,000円となる。

14,880円+15,000円+25,000円<66,000円 → ケース2

よって、福祉部分の負担上限月額(計算過程における負担上限月額)は、15,000円

③ 医療部分の負担上限月額について

医療費の1割 50,000円と医療費負担上限額15,000円を比較し、低い金額である15,000円を選定……A

66,000円 - (25,000円 + 14,880円 + 15,000円) = 11,120円…B

A > Bのため、11,120円

【各部分ごとの負担上限月額の決定】

福祉部分の負担上限月額	0円
(←②で算出した15,000円を0円に置き換える。)	
医療部分の負担上限月額	11,120円
食費負担限度額	14,880円
計	26,000円 となる。

< 20歳未満の入所者の場合 >

(1) 【手続き等】

障害者等の申請により、障害者等の収入を市町村等が認定する。(申請がなければ、医療型個別減免は行わない。)

なお、18、19歳の障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する。

(2) 【対象者】

→すべての所得区分の者が対象

(3) 【添付書類等】

所得区分の設定の際の【添付書類等】と同様

(4) 【医療型個別減免の適用に当たっての算定手順】

I 負担限度額の算定方法

地域で子どもを育てるために通常必要な費用から、その他生活費を差し引いた額とする。

負担限度額(月額)

＝地域で子どもを育てるために通常必要な費用－その他生活費

※ 地域で子どもを育てるために通常必要な費用

一般2 79,000円 一般1、低所得1・2 50,000円

※ その他生活費の額

18・19歳 25,000円 18歳未満 34,000円

II 各部分ごとの負担上限月額の算出内訳

①福祉部分の定率負担、②医療部分の定率負担、③食費の合計額がIで算出した負担限度額となるよう①→②→③の各部分ごとの順番で限度額を設定していく。(端数については切捨て)

注 平成22年4月以降は、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)に係る福祉部分の負担上限月額は0円になるが、医療型個別減免における食費負担限度額及び医療部分の負担上限月額の決定に当たっては、従前(平成22年3月以前)どおり、いったん福祉部分の利用者負担が発生するものとして計算することとなる。(最後に、当該計算の過程で算出された福祉部分の負担上限月額を0円に置き換える。)

① 福祉部分の負担上限月額

福祉部分の1割負担額と所得区分に応じた福祉部分の従前の負担上限月額を比較し、小さい額を選定する。

(低所得2であれば、月額単位×10円×30.4日×0.1と15,000円*を比較する。)

* 低所得1・2、一般1の場合も、②以降の算出上15,000円(15,000円を下回る場合は、福祉部分の1割負担額)で計算する。最終的な福祉部分の負担上限月額は、低所得1・2については0円と、一般1については福祉部分の1割負担額と9,300円のいずれか小さい額となる。

②ア 医療部分の負担上限月額

医療費の1割負担額※と所得区分に応じた医療部分の負担上限月額を比較し、小さい額を選定する。

※ 医療部分の1割負担額については、利用施設等の平均医療費等で設定

☆ケース1 ①で選定した福祉部分の負担上限月額+②アで選定した医療部分の負担上限月額+その他生活費>地域で子どもを育てるために通常必要な費用となる場合

②イ 医療部分の負担上限月額

=地域で子どもを育てるために通常必要な費用-(その他生活費+①)

③ 食費負担限度額(月額) 0円

☆ケース2 ①で選定した福祉部分の負担上限月額+②アで選定した医療部分の負担上限月額+その他生活費<地域で子どもを育てるために通常必要な費用となる場合

②' イ 医療部分の負担上限月額 = ②ア

③' 食費負担限度額(月額)

食事療養費標準負担額×31日……A

地域で子どもを育てるために通常必要な費用-(その他生活費+①)+

②' イ) ……B

もし、 $B > A$ であるならば、Aの額が食費負担限度額となる。
もし、 $A > B$ であるならば、Bの額が食費負担限度額となる。

- 受給者証には、決定した福祉部分の負担上限月額、医療部分の負担上限月額、食費負担限度額を記載する。
- なお、医療型個別減免によって当初の負担上限月額から引き下げられた額については、
 - ・ 医療部分：障害児施設医療費※
 - ・ 食費：障害児施設医療費※により給付されることになる。